

## 東教区巡回説教者制度要綱

### 1. 目的

定年教師の奉仕によって、諸事情により主日礼拝に牧師不在となる教会が、牧師の説教による主日礼拝を守り宣教活動を継続できるように、支援することを目的とする。

### 2. 対象教会

対象教会を、次の3つに区分する。

対象 I：教区内の兼牧教会で、同時刻に主日礼拝を守るために牧師不在となる教会

対象 II：対象 I 以外の事由（研修・休暇など）で、主日に牧師不在となる教区内全教会

対象 III：対象 I、II の区分に関係なく、主日に牧師不在となる北海道特別教区内の教会

### 3. 巡回説教者

巡回説教者は、東教区に在住の定年教師の中から、次により登録する。

- ①毎年11月に、巡回説教者としての登録希望の有無を確認する。
- ②12月に常議員会で巡回説教者の登録者リストを確認して公表する。
- ③巡回説教者には、委嘱状を出す。期間は教職人事に順ずる（4月から翌年3月まで）。

### 4. 説教の依頼と届出

説教の依頼は、当該教会が登録者と、直接行う。

なお、本制度利用の際は、次により教区（担当：伝道奉仕部長）に届け出て承諾を得る。

- ①対象 I の教会は、年間計画を事前に届け出て承諾を得る。
- ②対象 II、III の教会で、第5条に定める費用支援を希望する場合は、理由を含め事前に届け出て承諾を得る。  
なお、事前届け出が困難な事情がある場合は、事後でも可とする。
- ③実施後、1ヶ月毎に実施報告（翌月中に）を教区に行う。  
なお、費用支援を求める場合は、別に定める様式により旅費明細も報告する。

### 第5条 費用の支援

費用の支援は、1 [01 の奉仕謝礼は2万円とし、次により行う。

- ①支援金支出（送金）は当該教会に行う。（説教者への支払いは、全額当該教会が行う。）
- ②対象 I の教会への支援は、それぞれの教会で月1回、年間24回までとし、奉仕謝礼の半額と交通費実費（千円単位で切上）とする。なお、宿泊を必要とする場合は、1回4千円を上限として宿泊費も合わせて支援

する。

③対象 II、III の教会に対する支援の条件は、その都度、常議員会で協議し決定する。

④支援を受けた教会の会計処理は、収入は支援金とし、支出は伝道費とする。

#### 第6条 制度の改廃

この制度の改正、廃止には、教区総会の承認を必要とする。

ただし、影響が軽微な改正（当該制度予算への影響が20%未満）は、常議員会の議決で実施できる。

#### 附則

1. この制度は、2001年4月から実施する。[第38回東教区定期総会(2001/3/20)決議]
2. この要綱は、2012年4月から改正施行する。[第49回東教区定期総会(2012/3/20)決議]
3. この要綱は、2014年4月から改正施行する。[第51回東教区定期総会(2014/3/21)決議]
4. この要綱は、2015年4月から改正施行する。[第52回東教区定期総会(2015/3/21)決議]